

ファミリーホームの設置事例(法人が設置した場合)

< ホーム名 : ガブリエルホーム >

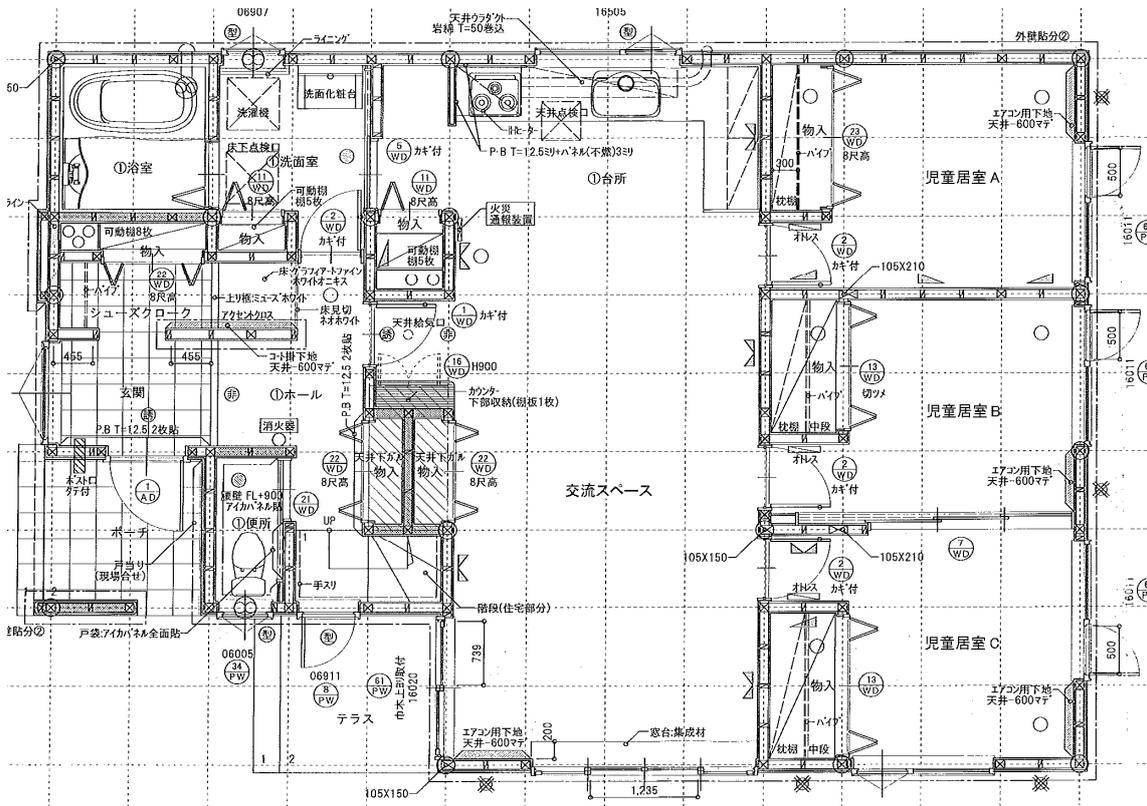
1. 法人の基本情報

- (1) 法人名 麦の子会
- (2) 法人種別 社会福祉法人
- (3) 設置主体 社会福祉法人麦の子会
- (4) 併設施設 なし
- (5) 住所 北海道札幌市

2. ファミリーホームの基本情報

- (1) 定員 6名
- (2) 住所 〒007-0839 北海道札幌市東区北39条東12丁目1番7号
- (3) 設置年月日
 - 国制度に基づく設置 : 2011年(平成23年) 7月 1日
 - 地方単独制度に基づく設置 : -

(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	計	6人
児童現員数	計	6人
(再掲)男		1人
(再掲)女		5人
(再掲)就学前		0人
(再掲)小学生		2人
(再掲)中学生		1人
(再掲)高校生		3人
(再掲)大学生など		0人
養育者数	計	5人
(再掲)専従養育者		2人
(再掲)兼業養育者		0人
(再掲)補助者		3人

部屋数	計	3部屋
(再掲)個室		0部屋
(再掲)2人部屋		3部屋
(再掲)3人部屋		0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	0室	3室
1居室平均面積(m ²)	0m ²	8.2m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【バス】



【その他の生活空間】



(6)間取りの工夫

子ども達に目が行き届くように各部屋は、居間に面している。

子ども達が部屋にいてもつながりがあり、子どもの行動がオープンになる。

(7)設備の工夫

居間を中心に居室、台所、洗面所、風呂、トイレを配置している。

トイレは1階に1つしかないが、2階にある養育者の居住スペースのトイレも使用しているため不便はない。子ども部屋は狭くてもひとり部屋にすればよかったと思う。

(8) 近隣地域との関係

- ・法人のケアホームや職員の住居が近隣にあるので緊急の援助が必要な場合は、迅速な連携が取れる。
- ・養育者が町内会の行事に積極的に参加し、近隣住民の理解・協力が得られるようにしている。
- ・開設前に町内会の班長会に出席し地域住民に対して説明を行った。また、近隣の家庭を訪問しガブリエルホームの説明を行って、ご挨拶した。

(9) その他特記事項

住宅地に立地し法人職員の住居を法人に賃貸しているので住宅の確保に関して特に問題はなかった。

4. 法人がファミリーホームを設置した経緯

(1) 法人が設置に至った経緯

〔経緯〕

法人の職員が11組里親をしているが、障害のある子どもやその兄弟など難しいケースが増えてきた。法人でファミリーホームをすることで、専門性を活かした支援をすることができ、また障害児と健常児と一緒に見ることができるので設置を計画した。

〔法人理念(基本方針)〕

1) 発達の保障と自立への支援

- ① 子どもの年齢に応じた発達の課題、成人期に向けて健全な心身の発達保障を目指す。
- ② 愛着問題や信頼問題を基礎とした養育を行う。
- ③ 子どもの自立や自己実現を目指して子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験を通して自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成する。
- ④ 法人であってもファミリーホームは、基本的に夫婦で養育する家庭養育を大事にする。

2) 被虐待体験や分離体験の影響からの癒しと回復安心感を持てるように養育する。

- ・ホームの近所に住む中学生(特別支援学級)から法人の職員宛に手紙があった。彼女の母親は朝起きられないなど不適切な養育状態で、殆ど登校させていなかった。麦の子会の職員が児童相談所担当のケースワーカーに相談し、一時保護を経て児相の決定でガブリエルホームの里子となった。しばらくの間は、母親はお酒を飲んでホームを訪問したり、自宅に彼女を連れ帰ったり落ち着かない日があったが、高校受験をきっかけに一生懸命努力する子どもの姿を見て応援する方向に変わっていった。この分離体験によって子どもは自立する気持ちが育ち、母との関係も距離を持つことで安定した。
- ・子どもの安心安全な生活を守る。

〔年表〕

- 平成 22 年 1 月: 里親ファミリーホーム新設を理事会で決定。その後、児童相談所に相談申請の方向となる。
- 平成 22 年 3 月: 3月10日に里親ファミリーホームについて札幌市の説明会があり、今まで一般の住宅でも構わないとのことだったが、札幌市北区の老人ケアホーム火災のこともあり共同住宅と同じ基準でなければならないということになった。
3月予定していた家が一般住宅だったので開設を延期し別のところを探すことになった。
- 平成 22 年 11 月: 新たな基準である共同住宅に合致した家で計画することになり設置準備開始。
町内会長さんへ事業の内容について説明。
- 平成 23 年 1 月: 近隣の方への個別訪問により、事業について説明と御理解を得る。
ファミリーホーム建設開始。
- 平成 23 年 4 月: 町内会総会で事業の内容について説明。
- 平成 23 年 7 月: 事業開始

(2) 具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

設置にあたっては、賃貸住宅の備品などについて、児童相談所から安心子ども基金を利用するように手続きを取った。

(3) 法人本部とファミリーホームの役割分担

措置費は、法人で管理し、ホームは必要分について使用伺いなどを起票し支出している。支出したお金は食材購入費、児童の被服費、学費、小遣いなどに充て、出納簿を作成し管理している。

(4) 養育者の募集方法

開始以前より里親であった法人職員が開始するので募集はしていない。

(5) 補助者の募集方法

ハローワークにて募集したり、法人の他事業所で勤務する職員を異動し補助者に行っている。発達障害の子の養育のため、障害に対する理解や受容が求められる補助者は、障害児施設に長期勤務経験のある者、保育士・ヘルパーの資格があるものが担っている。

(6) その他特記事項

特になし。

5. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

小6の男児以外全て女児で構成されており、特に中3～高3の女児4人がいるので、同年代の男児の入居について配慮している。

(2) 補助者の選定で配慮していること

専従の補助者は、保育士資格を所持し、兼任の補助者もヘルパー資格を所持している。女児が多いので全員女性を配置している。中高生の女児は、思春期特有の悩みなどがあり話の聞き役もしている。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

養育者は、生活全般、相談支援、学校や各機関との連携を主に担当し、補助者は、食事・入浴の介助や身の回りの世話などを担当する。

養育者と補助者が、子どものいつもと違う、気になることがあれば報告しあい、学校の連絡帳を確認しあい、学校やデイサービスの送迎時に先生からの子どもの様子などをお互いに知らせあっている。

(4) 養育者の権限

法人責任者とケース会議などを通じて、本児に対する養育方針を立案する。また、措置費請求書などの作成、食事のメニュー作成、習い事などの判断などを担う。

(5) その他特記事項

特になし。

6. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・思春期の女兒が多いので、部屋割りを考慮している。
- ・男女交際や学校でのことを気軽に話せる雰囲気作りをし、コミュニケーションを多く持つ。
- ・保健所の所長さんによる性教育の学習会に子どもと参加して共有する。
- ・勉強する機会を増やすとともに、しやすい環境作りをする。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・買い物は、メニューを決めて買うようにしている。
- ・子どもの希望を聞いて好きなメニューを取りいれている。
- ・調理は、主に養育者が行っているが、補助者にサポートしてもらう。
- ・夕食は、子どもが帰る前に準備をする。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・法人内や外部の研修会に参加している。
- ・第三者委員は、弁護士、学識経験者で構成し設置している。
- ・児童相談所との面談も定期的に行い、保護者との連絡や進路について連携を行っている。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・法人の運営会議や研修会に出席している。
- ・法人の本部や各事業所と地理的に近いので毎日連携が取れる。
- ・学校やクリニック、関係機関とも連絡を密にしている。

(5)他のファミリーホームや里親との関係

- ・北海道ファミリーホーム協議会の全道大会で、道内のファミリーホームが年に一度集まり、親交を深め、情報交換する機会がある。また、子どものプログラムもあり、子ども同士も親交を深めることができている。
- ・法人の職員の里親が11組いるため、相談や情報交換ができて子ども同士も交流できている。

(6)その他特記事項

①記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法、個人情報などを法人とファミリーホームで共有するための考え方など

- ・書類・個人のファイルは、鍵のかかる棚に保管している。
- ・書類の記入の仕方は、法人の様式に沿って作成している。

②運営費の管理やお小遣いの管理

- ・運営費は、法人本部で管理している。お小遣いの管理は、その子の能力に応じて管理者が管理している。ある程度管理できる児童は、毎月決まった額を渡して管理している。(中高生1月3,000円)

③防災などその他

- ・定期的に避難訓練を行っている。
- ・町内会で行う防災訓練や講習に参加している。

④法人がグループホームを所有している場合のグループホームとの違い

法人運営のケアホームは、職員がシフト制で支援に入るが、ファミリーホームは、養育者の夫婦2名が毎日常駐し家庭内養育をしている。

⑤労務管理

ファミリーホーム開設にあたって、法人で初めての労働形態であったため、みなし労働について労働基準監督署に確認し、職員の労働時間の協定書を整備した。

7. その他

開始以前に2人の子どもを里親として預かった経験から、里親経験者が望ましい。子ども達にとって家庭での養育が大切と考える。実際に関わる養育者は、親としての気持ちで、今まで子どもたちが叶わなかった暖かい家で、家庭の団欒が味わえる家庭作りが必要と感じている。家庭的養育ではあるが、里親ファミリーホームを法人で設置する意義は、子どもの国連の権利条約に基づいて、社会的養護の子どもの人権を守るという立場で、社会的責任を果たすことであると考えている。地域で当たり前暮らし、地域の商店、歯医者さん、飲食店、交番など地域の皆さんに支えられて育つことを子どもに与えたい。質の向上としては、法人内や外部の研修に積極的に参加しており、特に北海道の場合は、ファミリーホーム協議会があるので全道のホームとの情報交換や交流・研修を通じて、養育者自身も成長していけると思う。運営については、収支のバランスを取るのが難しいのもう少しゆとりのある国の予算を組んでほしいと思っている。

ファミリーホームの設置事例(法人が設置した場合)

< ホーム名 : ファミリーホームももたろう >

1. 法人の基本情報

- (1) 法人名 特定非営利活動法人オーバー
- (2) 法人種別 特定非営利活動法人
- (3) 設置主体 特定非営利活動法人オーバー
- (4) 併設施設 介護保険グループホーム・小規模多機能ホーム・
ホームヘルプ事業(介護保険、障害児、者の相談支援事業)
福祉タクシー事業・保育サポーター
- (5) 住所 大分県豊後大野市

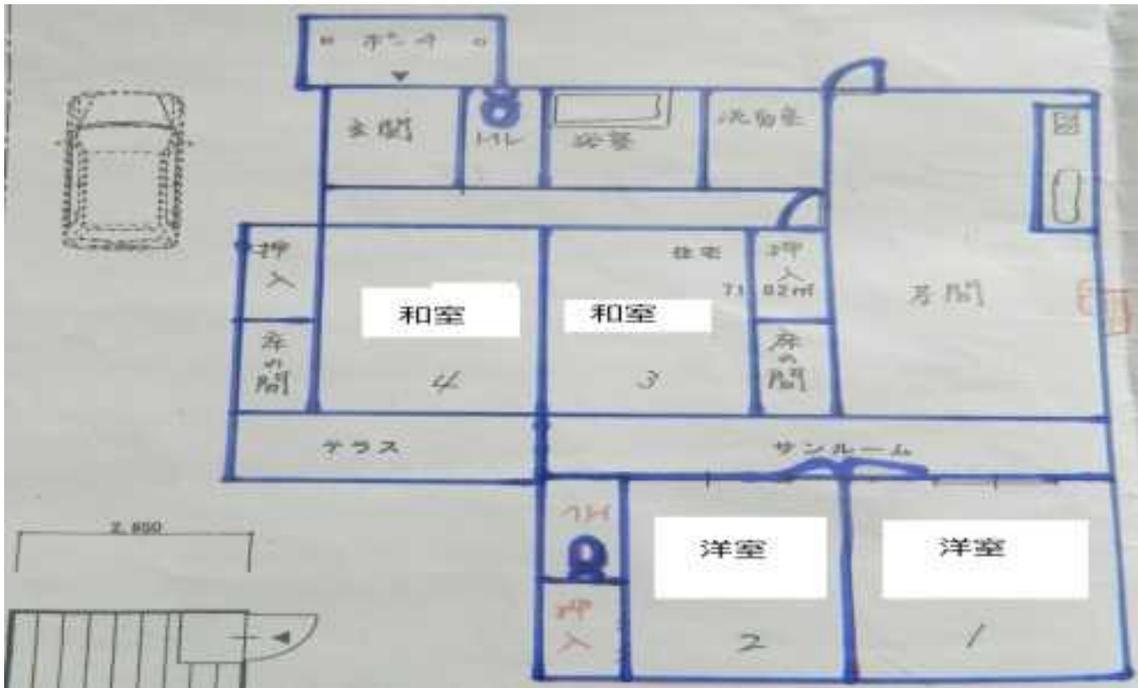
2. ファミリーホームの基本情報

- (1) 定員 6名
- (2) 住所 〒879-6903 大分県豊後大野市清川町三玉686番地
- (3) 設置年月日
国制度に基づく設置 : 2011年(平成23年) 8月 1日
地方単独制度に基づく設置 : -

3. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

- (1) ファミリーホームと関係機関との位置関係
母体であるNPO法人は車で5分の位置にあり、緊急時の支援も受けられる。

(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	6人
児童現員数	計 5人
(再掲)男	4人
(再掲)女	1人
(再掲)就学前	2人
(再掲)小学生	1人
(再掲)中学生	1人
(再掲)高校生	1人
(再掲)大学生など	0人
養育者数	計 6人
(再掲)専従養育者	1人
(再掲)兼業養育者	0人
(再掲)補助者	5人

部屋数	計 4部屋
(再掲)個室	2部屋
(再掲)2人部屋	2部屋
(再掲)3人部屋	0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室	2人部屋
居室数	2室	2室
1居室平均面積(m ²)	9.9 m ²	12 m ²

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【キッチン】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

居室は採光が良く、居間からも子どもたちに声かけできるような配置にしている。

(7) 設備の工夫

居間と台所はワンルームにし、洗面所、風呂も居間中心にしている。

(8) 近隣地域との関係

養育者の居住する自宅と隣接する住宅を増改築し、里親からファミリーホームへと切り替えたが、地域住民からは、委託される子どもが地域に与える影響や住民以外の職員が住宅地に入れ替わりで出勤することへの不安から猛反対を受ける。自治会による臨時総会が開かれ、児童相談所職員も参加の説明会が行われた経過がある。

3年たち、自治体の行事には一世帯主として積極的に参加し、近隣住民の理解、協力が得られるように努力している。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 法人がファミリーホームを設置した経緯

(1) 法人が設置に至った経緯

〔経緯〕

2006年3月里親登録。初めての里子受託。里父は障害者相談支援員、里母は保育所保育士。実子2人。2007年3月よりNPO法人を立ち上げ、介護保険事業や障害児、者自立支援事業を展開しながら里親をしてきたが、子どもと共に年齢を重ねるごとに無理や限界を知ることとなり、子どもたちが自立の日まで同じ住居において安定した生活をするためには、専門性を活かした手厚い支援が必要と考え、自ら経営している法人でのファミリーホーム設置を計画した。

〔法人の理念(基本方針)〕

■ 子どもの生活の質の向上を図る。

- 1、三食をしっかりと食べる。食事のマナーを身につける。料理体験を通して作る喜びを知り自活できる力を養うなど、基本的生活習慣の取得を目指す。
- 2、個々が持っている能力を十分に発揮し、基礎学力を向上させて楽しい学校生活を送れるよう学習ボランティアの活用や学習塾の利用を進める。
- 3、個々の能力に見合った個別支援に努め、適切な就学指導や進路指導を行う。
- 4、子ども自ら、居室やホームの環境整備に努める。

■ 子どもの人権に配慮した援助を行う。

- 5、子どもに対する援助の質を高めるため、ホームスタッフでのケース検討を計画的に行う。
- 6、被虐待の子どもを中心に、学校や児童相談所とのネットワークミーティングに積極的に取り組む。入所初期の子どもについては、学校や児童相談所との連携を強化する。
- 7、子どもの希望や意見を把握し、適切な対応を図る。
- 8、子どもの意向を把握し、児童相談所と相談しながら家族関係の調整を図る。

〔年表〕

- 2010年4月： ファミリーホーム新設を法人総会で決定
2010年6月： 定款変更
2010年7月： 子育て支援課にファミリーホーム相談申請
2010年8月： 中古住宅購入、日本財団に増築工事助成金申請
団地内より事業反対の声が上がり、住民集会を開き、県や児童相談所にも参加してもらい、事業の説明を行い、最終的には50戸余りの家庭を訪問して理解をもらう。
2010年11月： 3人の里子と引越し。養育者1名・補助者4名でスタート。
2011年3月： 4人目入所
2011年8月： 5人目入所。ファミリーホームとなる。

(2) 具体的に設置を進める方法と関係機関との連携の手順

地域反対もあったことから、児童相談所職員の協力を求め、説明会を開く(1回)。その後は全戸訪問。

(3) 法人本部とファミリーホームの役割分担

措置費は法人で管理し、ホームは必要分について支出伺い書等を起票して支出している。支出したお金は食費、日用品費、教育費、被服費に充て、出納簿を作成して管理している。

(4) 養育者の募集方法

開始前以前より里親であった法人職員が開始するので募集はしていない。

(5) 補助者の募集方法

知人や法人職員が異動し、補助者となっている。

(6) その他特記事項

特になし。

5. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

開所時の地域住民の不安要因(以前里親委託していた児童の実親が頻繁に出入りしていたことで、暴力団がらみにならないか、非行少年が増え、地域の子どもたちに悪影響を及ぼすのではないかなど)を考慮し、開所初めての委託は幼児のほうがよいのでは?家族の交流はないほうが?など、委託児童はより慎重に検討した。

地域説明会に県の子育て支援課職員、児童相談所職員も参加くださり、このような配慮を十分にさせていただくことができた。

また現在居住している子どもの安定、安心を一番に考慮し、刺激になるような年齢は避ける。

幼児からいる子は別として、学童からの委託は、学校が同じにならないよう、小学1名、中学1名、高校も同じ学校は避けることにした。

(2) 補助者の選定で配慮していること

①兼任の養育者は男性1名(社会福祉士、成年後見人の資格あり)、専従の補助者は女性2名(②ヘルパー資格を持ち障害者施設勤務経験者③小学校教諭資格を持ち支援学校教諭も経験者)・兼任の補助者は男性2名(④障害児者に携わる法人のヘルパーで青少年自立援助センター勤務経験者⑤高校教諭及び寮の舎監の経験者)。ひとりひとりの育ち、個性を大切に、各々が真剣に向きあう。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

学習指導担当、離れを利用したミニ保育園担当、調理担当、宿直担当などの役割は一定ではなく、児童の成長や心の安定を図りながら、それぞれが様々な立場で臨機応変に取り組み、関わりが持てるようにする。

(4) 養育者の権限

養育者と補助者間で話しあい、養育方針、養育内容、手立てを立案する。

(5) その他特記事項

特になし。

6. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・学習できる生活環境や人的環境を整える。
- ・それぞれがストレスをためないように、ひとりになれる時間や空間を作る。
- ・気の合うスタッフと一対一で外出できる機会を作り、開放的に過ごすことで、日頃、家の中では遠慮して話せないようなことや経験を味わえるようにする。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・買い物は地域の道の駅で季節の野菜や、スーパーでお勧め食材を買う。
- ・メニューは地域の方から頂いた食材があれば、優先して取り入れた調理をし、地域との関係をより密にするように心がける。
- ・調理は子どもと過ごしている中、その日の流れで手が空いた者が作りはじめるので決めていない。話や遊びが盛り上がっていたり、一緒にいる子が調理に関心を持ったりしたときはその流れで、臨機応変に全員が作れるようにしている。
- ・夕食は、就学児や宿直者など、全員がそろそろ時間から逆算して作りはじめる。
- ・その日の子どもの状態を見て(頑張れ、頑張った、落ち込んでいる、嬉しいことがあった)など、誰かをメインにメニューを立てることが多い。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・外部研修に参加し、報告しあって意識を高めるようにしている。
- ・第三者委員は地域の方に協力してもらい、毎月一回不定期で訪問してもらっている。
- ・月に一度は里親支援員の訪問を受けている。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・法人の本部や各事業所と地理的に近いので毎日連携が取れる。
- ・学校との連絡を密にする。

(5) 他のファミリーホームや里親との関係

大分県の場合は、ファミリーホーム開設者は里親であることという内規があるので、大分県里親会が実施する年数回のサロンなどの参加や、大分県ファミリーホーム協議会の3か月に1回程度の持ち回りの会議などに参加親睦を深めることができている。

(6) その他特記事項

- ①記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法、個人情報などを法人とファミリーホームで共有するための考え方など
 - ・書類・個人のファイルは鍵のかかる棚に保管している。
 - ・書類の記入の仕方はシステム入力し、管理している。
- ②運営費の管理やお小遣いの管理
 - ・運営費は法人本部で管理している。お小遣い管理は、その子の能力に応じて管理者が管理している。ある程度管理できる児童は、毎月決まった額を渡して管理している(中学生2,000円、高校生3,000円)
- ③防災などその他
 - ・本部の避難訓練に参加する。
 - ・火災や地震の報道はTV、新聞を通じて一緒に見たり、幼児には紙芝居や防災のDVDを活用し、常に意識するようにしている。

7. その他

以前児童養護施設に勤務していた経験により、将来に希望を持って自立するためには何より、「生後一番初めに会えるべき社会である家庭において、父親、母親の役割を知り、社会における家庭の役割を知るといふ、当たり前な生活をする」と考えていた。実子の、中学卒業を機に里子を受託した。

里親になって6年たち、被虐待児、重度の障害児、乳児、不登校児、実父の不適切な関わりなど、様々な困難事例を抱え、夫婦だけでは子どもを良い環境に保つことは困難であること、また自分たちも年を取り、病気もするだろう、その限界にきて、子どもたちの安心安全な家を失わせるわけにはいかないと確認した。

そこでNPO法人によるファミリーホームに切り替え、補助者と共に安心して安全な質の高い生活を送れる体制を整えることにした。とはいえ住み慣れた居住空間にスタッフが自由に出入りするということへの抵抗や不安、そこへ入るスタッフも同様に、自由に援助の方針や内容、手立てについて意見を出しあい、作り上げていくには何が必要なのか、考えあぐねなかなか踏み出せないでいた。考えた結果、思い切って自宅近くに法人で住宅を購入し、自分もそれまで暮らした家を離れ、里子たちと一緒に引越し、子どもたちとスタッフと共に一から家庭を築くこととした。家具の配置から部屋割り、食卓のマナー全てを話しあいながら作り上げてきた。出会った子どもたちには、離乳食を与えるように、何が美味しくて、何が辛くて、苦いのか、ひとつひとつの表情を読みとって、どんな形態なら飲み込めるのか、どこまで噛み砕いて伝えれば、つながることができるのかをスタッフ間で模索しあう。学習のこと、障害のこと、進路のこと、自立の手段、調理のこと、立場に関係なく全員が意見を戦わせるためには各々が学んでいなければならないと認識している。

ファミリーホームの設置事例(法人が設置した場合)

< ホーム名 : 森 の 家 >

1. 法人の基本情報

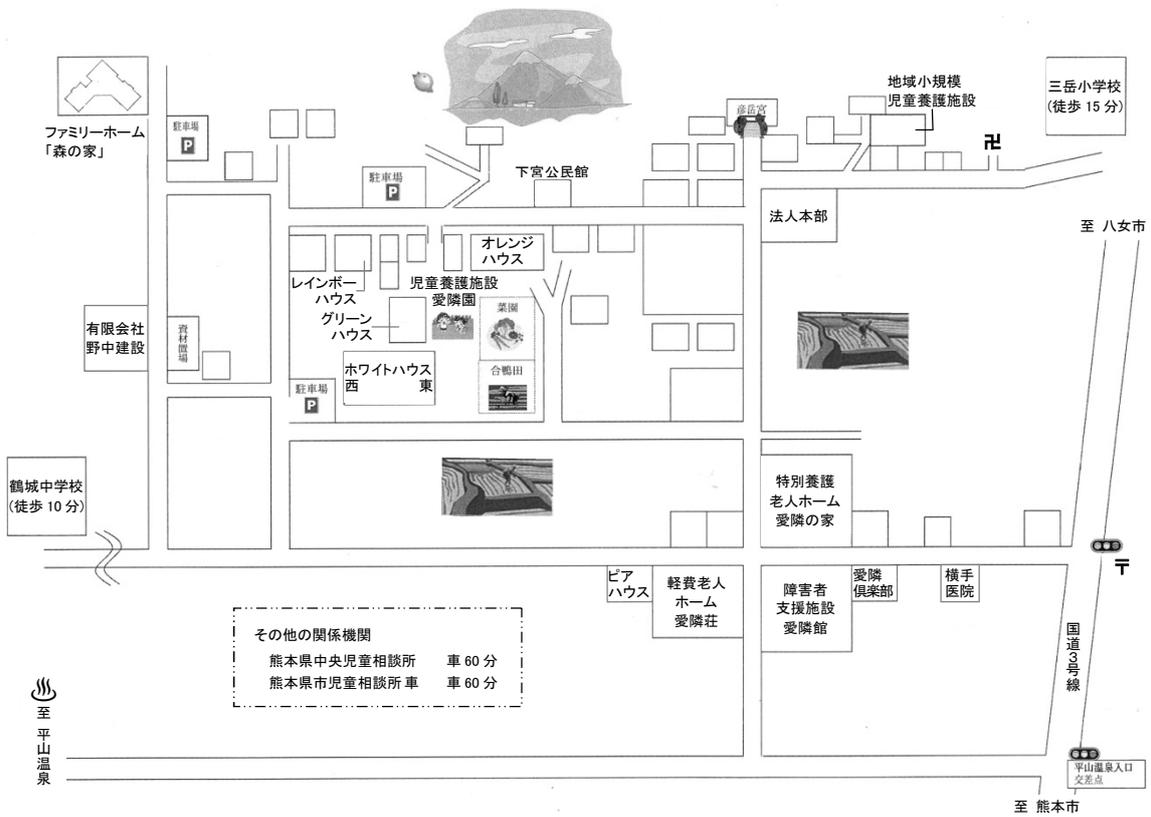
- (1) 法人名 愛隣園
- (2) 法人種別 社会福祉法人
- (3) 設置主体 社会福祉法人 愛隣園
- (4) 併設施設 児童養護施設、軽費老人ホーム、障害者支援施設、特別養護老人ホーム
- (5) 住所 熊本県山鹿市

2. ファミリーホームの基本情報

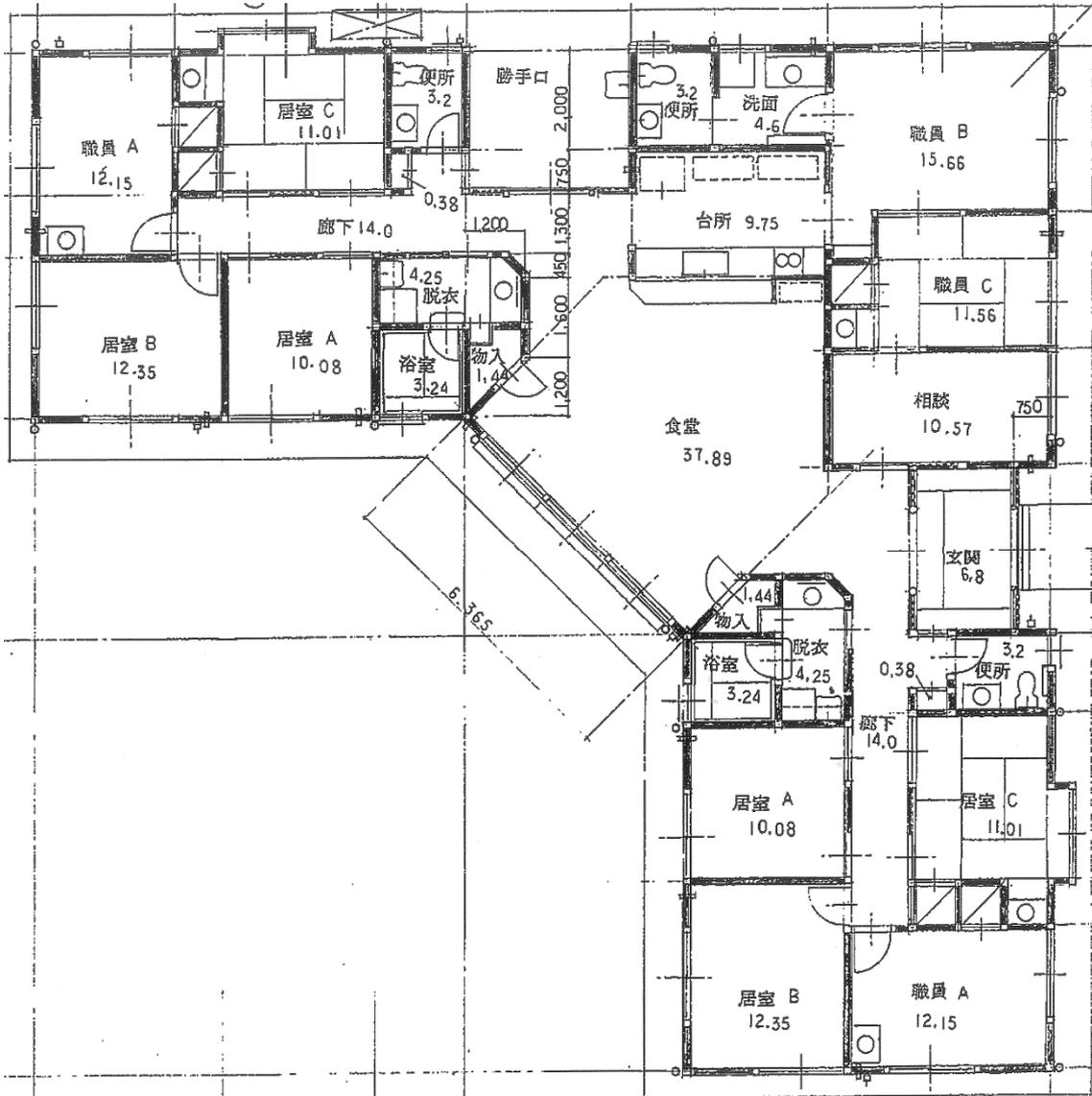
- (1) 定員 6名
- (2) 住所 〒861-0551 熊本県山鹿市津留1728番地1
- (3) 設置年月日
 国制度に基づく設置 : 2013年(平成25年) 4月 1日
 地方単独制度に基づく設置 : ー

3. ファミリーホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1) ファミリーホームと関係機関との位置関係



(2)ファミリーホームの平面図



(3)ファミリーホームの状況 2013年(平成25年)10月1日現在

児童定員数	計	6人
児童現員数	計	6人
(再掲)男		3人
(再掲)女		3人
(再掲)就学前		1人
(再掲)小学生		1人
(再掲)中学生		2人
(再掲)高校生		2人
(再掲)大学生など		0人
養育者数	計	3人
(再掲)専従養育者		2人
(再掲)兼業養育者		0人
(再掲)補助者		1人

部屋数	計	6部屋
(再掲)個室		6部屋
(再掲)2人部屋		0部屋
(再掲)3人部屋		0部屋

(4)居室の面積

居室形態	個室※	2人部屋
居室数	6室	0室
1居室平均面積(m ²)	17.29 m ²	0 m ²

※未就学児が入所した場合には、2人部屋としても対応できる広さを確保している。

(5)ファミリーホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング・ダイニング】



【キッチン】



【バス】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

- ① 周辺環境空間を視覚的に取り入れる設計。[平屋設計により安全性重視]
- ② 夫婦と他の養育者が住める設計。
- ③ 子ども達が男女混合6名居住しつつ、性差に対する一定のプライバシーを守りやすい設計／設備。
 - ・東西ウイング90度視野角空間(距離感)、視覚的プライバシーへの配慮。
 - ・玄関と同じ間取りの勝手口を備えることで男女の日常生活の流れを自然に区分できる設計。
- ④ 兄弟姉妹が他児童と共に生活しやすい居住空間設計。
 - ・児童居室最低基準(4.95㎡)の倍以上を設定、2人部屋として利用可。
- ⑤ 個別／個室空間の自己管理を自然に行うことへの配慮。
 - ・中庭に面し、ベランダ空間が利用できる児童居室4室。
- ⑥ 0歳児／乳幼児のケアに配慮した居室の設計／設備。
 - ・畳部屋で養育者が添寝可、居室内に洗面設備有、出窓から外風景を取り入れつつ、外へ出にくい設計。

(7) 設備の工夫

- ・子ども達が利用する風呂、洗面、トイレを東西エリア2か所に設置。
- ・夫婦居室には専有トイレ洗面・洗濯機を設置。
- ・各居室の配置並びに窓／採光の位置(高さを含む)等々により、養育者が自然な生活の中でプライバシーを守りながらも子どもの様子が把握しやすい設計。
- ・引き戸とドアを居室の特徴に合わせ設置。

(8) 近隣地域との関係

- ・本体60年の歴史に培われた社会的環境と人間関係を基盤とする。
- ・区費を独自に払い(地域小規模も同じ)、区役(除草、水路清掃作業)、村役(種々の委員活動、婦人会への参加、葬儀の手伝い等々)、一地域住民としての自然な役割を担う。
- ・様々な機会をとらえ地域文化活動へ参加。
- ・地域環境保護団体への特別会員登録／参加。

(9) その他特記事項

- ・ホタル、うぐいす、トンボ、セミ、野草などの動植物が豊富に生息、照葉樹林の山々が北に位置する。
- ・自家水(地下80m井戸水)利用。年1回水質検査実施、優良水。

4. 法人がファミリーホームを設置した経緯

(1) 法人が設置に至った経緯

社会福祉法人児童養護施設愛隣園は、公的社会的養護(全ての里親、施設、その他の形態)のケア体制に、その利用者に対する物的・人的・社会的環境上の格差が存在すべきではないと考えている。児童養護施設の過去12年間の施設整備の重点課題は、1つのグループホームに最低4人の大人が住む／居住することができることと重ねて、ジェンダー(養育における男性性と女性性)のバランスの取れた人的養育環境を生み出すことである。

[年表]

- 平成 23 年 5 月： 理事会、評議員会にてファミリーホーム2か所創設計画策定。
- 平成 23 年 6 月： ファミリーホーム創設に向け県への協議書提出。
- 平成 24 年 3 月： 理事会にて平成25年4月1日より本体定員10名削減(定員40名)とファミリーホーム創設計画を決議。
- 平成 24 年 7 月： 次世代育成支援対策施設整備事業補助金内示受ける。児童相談所との委託に関する協議開始。
- 平成 24 年 10 月： ファミリーホーム着工。
- 平成 25 年 4 月： 運営開始。5月理事会にてファミリーホーム2か所目創設計画確認。

(2) 具体的に設置を進めるための方法と他の関係機関との連携手順

平成21年4月のファミリーホームの制度化を受け、本体施設内部の整備を進めつつ、県行政との協議を開始する。平成24年7月県より次世代育成支援対策施設整備事業補助金

内示を受ける。児童相談所とのソーシャルケースワークの視点からの委託措置に向け協議を開始する。

平成25年4月運営開始、開始後半年は施設の施設長(理事)、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員参加によるケースとケアプラン並びにマネージメントに関する会議を開催。10月より月1回、上記会議を施設長、里親支援専門相談員により継続、必要に応じ家庭支援専門相談員、個別対応職員参加。

経費管理については、4月から9月まで月1回、施設書記が指導、以後は管理者にて実行。10月以降、施設初期による2か月に1回の実績チェック。次年度予算、事業計画は施設長がスーパーバイズしている。

(3) 法人本部とファミリーホームの役割分担

- ・制度は、ファミリーホーム設置を児童養護施設運営法人に限定しており、児童養護サービスのノウハウをその運営に付加することを前提としていると考える。
- ・法人本部の責任は、土地・建物・設備・雇用とそれらに伴う財政責任を負うことである。
- ・児童養護施設との関わりは、財政上、施設よりの法人繰入を限度枠内で行うことと、実質上の人事教育責任を負うこと。

(4) 養育者の募集方法

- ①平成23年度よりハローワーク、県社協を通じての公募と個人ベースの求人を開始。
- ②施設長により、施設職員で適切と思われる職員4名のその可能性に対する意志を確認、県へ書面報告。内1名管理者に適切と思われる職員並びにその妻に打診開始(両者とも愛隣園の職務経験あり)結果妻が保育士職を他の職場に持ち、移行困難であった事情により夫婦招聘は実現せず。
- ③専任養育者に関し上記②の結果を踏まえ、乳児院勤務4年間の経験を持ち本体グループホームの現職で、意欲を示した者との調整を行う。
- ④平成26年1月現在においても、夫婦の募集をハローワークと県社会福祉協議会を通じ継続、理事会などにもその必要性を説明、今なお夫婦による求職者は見つからず。

(5) 補助者の募集方法

- ・平成25年度においては本体書記補佐(女性)を任命、近隣地域内の複数名の方との面接を行ったが、結果的には本体グループホームに8か月間居住経験を持つ常勤非正規職員との合意により「森の家」に居住、本体管理部門との初年度における円滑なコミュニケーション

ヨン業務を果たした。

- ・平成26年度は事業の安定を想定し健康食生活支援の強化を図れる長期的人事体制を考察中。

(6) その他特記事項

特になし。

5. ファミリーホームを運営する上で配慮していること

(1) 委託児童の年齢構成や性別

- ・男子、女子各3名。未就学1名、小学生女子1名、中学生2名(うち1名は高校女子の弟)高校生女子2名(内1名は中学生男子の姉)で、基本的に性的問題が起こらないような年齢構成や兄弟姉妹を配置、素行などにも配慮している。
- ・地域小規模児童養護施設の場合、3分の2の居室が緊急対応などのため出入り口をカーテンで仕切っているが、ファミリーホームは全居室がドアまたは引き戸となっており、磨ガラスで内部の光しか見えないといったプライバシーを確保しやすい設計である。

(2) 補助者の選定で配慮していること

- ・社会的養護事業に対し一般的理解が得られていること。
- ・平成23年度より本体児童の措置解除からの積極的移行が見込まれていたため、子どもにとり馴染みある人事の必要性を考慮し調整。
- ・平成25年初年度は、本体管理部門とのコミュニケーションが円滑に取れる人事体制を重視。
- ・管理者並びに専任養育者とのコミュニケーションが図れること。
- ・住民として一定の村民生活を楽しめる資質があること。
- ・衣食住に関する常識的体験と判断力が備わっていること。

(3) 養育者と補助者の役割分担や連携にあたって工夫していること

- ・3名の養育者の分担と連携は創設前より意識化、実際の運営は3人の合意により臨機応変に行っている。但し、平成26年度以降は養育補助者の健康食生活への関わりを強化できる人事体制を検討中。

(4) 養育者の権限

- ・措置費請求など通常の運営管理、受託児童のケア、アフターケア、養育者間連携、健康食生活全般、火元・安全管理責任、地域並びにPTAコミュニケーション全般。
- ・施設長(理事): スーパーバイザーとして運営管理と児童のケースマネジメントへの助言、並びに地域コミュニケーション支援に関わる。
- ・里親支援専門相談員: ソーシャルケースワークへの助言とファミリーケースワークにおける直接支援など。

(5) その他特記事項

- ・本体と第三者委員を共有、または新規に委員会を構成するか検討中(経験ある評議員から1名、理事から1名)。
- ・事業所型ファミリーホームの利点を活かすため、施設長、里親支援専門相談員／家庭支援専門相談員との関わりが必然的に発生する。特に「森の家」創設に際しては、結果的に6名全員が本体を措置解除後委託となったことから、今後2～3年間は必然的に本体による児童のアフターケア支援が必要。

6. 運用上の工夫

(1) 生活の配慮と工夫

- ・米、麦などの地域生産物の数品目に関しては経済効率を考慮し本体との共同購入。
- ・日常生活の中で自然、経済、文化などに関する身近な資源を子ども達と共に利用し、地域情報は地域住民との関わりにおいて同レベルで共有。

(2) 食事の配慮と工夫

- ・献立立案、食材調達など一般家庭に同じ、管理者、養育者とも調理している。尚、本体栄養士が月1回メニュー実績を見て助言。
- ・平成26年度は健康食生活に比重を置いた養育補助者／支援方法を検討中。
- ・健康食生活の基本指針は、地産地消と自然食材の利用そして自ら農作物を作ること。

(3) 権利擁護として取り組んでいること

- ・本体施設長：スーパーバイザーとして関わる。
- ・第三者委員：本体の第三者委員を共有するか、新規に委員を構成するか検討中。
- ・里親支援専門相談員：ソーシャルケースワークを基礎とする個別支援を養育者を通じ行い、ファミリーケースワークについては直接支援を行う場合もある。
- ・児童相談所：各里親担当窓口（熊本県の場合各2名）とケースの動静情報を共有しながら支援体制維持。

(4) ファミリーホームの孤立防止として取り組んでいること

- ・本体職員会議へ管理者または専任養育者が出席。（研修の目的を含む）。
- ・月1回、スーパーバイザーと里親支援専門相談員が「森の家」にてサービスと運営に関するミーティングを行う。
- ・レスパイトケアに関しては本体のローテーション外職員が支援することにより、本年度7、8月に管理者を含む養育者3人に各1週間ずつの休養期間を設けた。支援した本体職員は、研修を目的とし出向派遣の位置付けとした。重ねて、9、10月期に1泊研修に参加できるように、5名の本体職員（マネージャー）が支援した。但し、今後は、本体グループホーム／地域小規模児童養護施設などを含むレスパイトケアを提供するためのシステム作りについて検討する必要がある。施設が連携することにより、施設のケアノウハウを活かすことができるようになり、多職種による重層的な支援が得られ、新任管理者、養育補助者などの不安感、孤立感が軽減し、運営の適正、安定化が図られた。

(5) 他のファミリーホームや里親との関係

- ・平成14年度より毎年、熊本県里親協議会主催関連の研修会に複数名以上派遣。
（施設サービスの専門性の方向を検証しつつ、一般家庭の里親に学ぶ目的。）
- ・養育、専門里親研修の受け入れを年間通し実施。
- ・里親サロンの開催。
- ・平成25年度にファミリーホーム希望家庭の調査、状況整理、創設までのプログラム案をまとめ県本庁へつないだ。今後も継続し支援。
- ・IFCO里親世界大会へ職員5名を派遣。
- ・里親支援専門相談員の配置。
- ・里親全国大会へ地域小規模児童養護施設職員並びに家庭支援専門相談員を含む4名を派遣。
- ・「熊本県里親協議会」主催研修受入。
- ・平成25年10月より施設長と里親支援専門相談員により、地域評価高く300年以上続く浄土真宗のお寺さんへ出向き、里親とファミリーホームの重要性並びに啓蒙／協力に関

する説明を行っている。日本文化の地域住民生活に深く関わりつつ、広義の意味において住民の精神福利のために門徒さんを維持し続けられている永続性の高い私営者と認識しているため。

(6) その他特記事項

① 記録の保管場所、書類の記入の仕方や様式の作成方法、個人情報等を法人とファミリーホームで共有するための考え方など

- ・施錠できる管理ルーム(書斎兼応接間10.57㎡)を設け金庫設置。
- ・直接サービス管理記録は愛隣園本体に準じた様式使用。
- ・記録管理は本体管理部門の一部様式を利用し金庫内保管。
- ・養育者は毎年度4月1日に守秘に関する法人への誓約書にサイン。

② 運営費の管理やお小遣いの管理

- ・措置費請求業務などは、本体書記により平成25年4月から8月まで管理者が処理訓練を受け、9月から管理者が独自に遂行。後、本体書記が2か月に1度処理後にチェック、平成26年度支援継続。
- ・お小遣いについては、月ごとに年齢別の額(高校4,000円、中学2,000円、小学1,000円)を児童個人口座に振り込み、必要に応じて払い戻す方法、印鑑は大人が金庫保管している。

③ 防災などその他

- ・平成24年1月期より児童養護施設愛隣園職員ボランティアにより2階建て老朽危険家屋の撤去作業を市環境課、地域住民の理解を得実施、2月完了。
- ・運動広場(1,173㎡)が「森の家」と隣接し、通常はスポーツレクリエーションに使用、地域の一時避難場所などとしても利用。
- ・設計上の配慮:木造平屋、未就学、0歳児対応ルームを除く全居室は直接外へのアクセス可能。
- ・平成25年5月地区消防団15名に事業説明、現場立入を実施し敷地内を消防車で360度一周できるスペースを確認。今後年2回「森の家」として避難訓練を予定。
- ・森の家から消防団が管理する消防車が約250mの場所に設置されている。また消火栓主配管から約300m。
- ・調理はIH電磁式。ガスは外回り配管で風呂、給湯のみ。
- ・市当局へ平成23年度に隣接道路の外灯設置申請。平成25年8月3か所に設置完了。
- ・平成14年度より本体職員1名～2名を地区消防団(第8分団第4部)へ派遣継続。

④ 法人がグループホームを所有している場合のグループホームとの違い

- ・グループホームは3人のシフト体制で勤務しているが、ファミリーホームは夫婦を前提とした職員が補助者との連携で運営している。

7. その他

〔今後取り組んでいきたいこと・計画〕

施設入所児童の里親、ファミリーホームへの委託推進。

里親支援機関としてのファミリーホームの新規開設、里親開拓などの支援充実。

地域里親家庭との交流、施設、里親とのレスパイトケア調整実施。

〔ファミリーホーム設置にあたって〕

国連の子どもの権利条約に基づき、養護下の子ども達の人権を守りながら、子ども達が家庭的環境で育つことが望ましいという観点から、養育に取り組んでいる。現在のファミリーホームでは法人の職員がケアに当たっているが、子ども達を我が子ととらえ、日常の家庭生活が味わえ、身に着くよう共に生活している。また、地域の生活者でもあるため、地域の催しなど参加し、当たり前の地域住民の生活を積極的に行っている。

養育者の質の向上については、全国ファミリーホーム協議会の研修をはじめ積極的に参加し、県内の里親協議会の理事を務めるなど努力している。また、本体施設の里親支援専門相談員との連携は日常ベースで行っている。尚、ファミリーホームは夫婦の配置が前提であり、当法人ではその配置が課題となっている。準備期間を十分に持ち、経験を積んだ夫婦の配置を心がける必要があると考える。

また所管の労働基準監督署にファミリーホームの労働時間について相談したところ、ファミリーホームの制度自体を把握されておらず、返答できないとのことであった。